

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A市に所在するB会社C事業所において、コンテナ詰作業に従事していたところ、カートン（約25kg）を2mの高さに積み上げようとした際、腰を捻り腰部を負傷した（以下「本件災害」という。）。

請求人は、同日、D病院に受診し「腰部捻挫」（以下「本件傷病」という。）と診断され、複数の医療機関で加療を継続した結果、平成〇年〇月〇日をもって治ゆ（症状固定）した。

請求人は、治ゆ後障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則（以下「労災則」という。）別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認められるが、請求人には同一系列に障害等級第12級に相当する既存障害があり、障害の程度を加重したものではないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人はこの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第14級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、請求人に残存する障害は腰部の神経症状と既存障害の頸部の神経症状であり、局部の神経症状の取り扱いは、腰部と頸部では別の障害と認められていることから、既存障害である頸部と今回の障害である腰部は同一系列の障害ではない旨、また、今回の障害である腰部の障害等級は第12級相当と考える旨主張しているため、以下検討する。

(2) 本件傷病の治癒後の残存障害（腰痛、左下腿～足底のしびれ、右臀部痛等）の程度は、決定書理由第2の2の（2）のウに説示するとおりであり、当審査会としては、請求人の予診表による訴え、E医師の平成〇年〇月〇日付け意見書及びF医師の平成〇年〇月〇日付け鑑定書に鑑み、障害等級第14級の9「局部に神経症状を残すもの」に該当するものと判断する。

(3) 一方、請求人は、決定書理由第2の2の（2）のエに説示するように、平成〇年〇月〇日に負傷した「頸部脊柱管狭窄症」の治癒後に残存する神経障害に対して障害等級第12級と決定され、同等級に応ずる障害補償給付を支給されていることが認められる。

このように、請求人には既存障害があることが認められるところ、決定書理由第2の2の（2）のオに説示するとおり、労災則第14条第5項において、既に身体障害のあった者が、同一部位について障害の程度を加重した場合は、加重した限度で障害補償給付を行うこととされており、また、同一部位に新たな障害が加わったとしても、その結果、障害等級表上、現存する障害が既存の

障害よりも重くならなければ、加重には該当しないとされている。

請求人の場合、既存障害の程度は障害等級第12級であり、新たな残存障害の程度は第14級であることから、現存する障害の程度は第12級となり、同一部位に新たな障害が加わったものの、現存する障害が既存障害よりも重いものとはならないことから、当審査会としても、加重には該当しないものと判断する。

(4) なお、請求人は当審査会において過去に労働基準監督署長の処分が取消しとなった裁決例を資料として提出し、本件についても同様に判断されるべき旨主張しているが、加重には該当しない新たな神経障害として、既存障害と別異に評価して障害等級に応ずる障害補償給付を支給するか否かの判断は、新旧双方の負傷部位、その程度、予想される症状、当該障害の労働能力への影響の程度等を総合的に勘案して個別に決定すべきものであると思料するところ、本件については、子細に検討した結果、上記判断のとおりであることを付言する。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。